

改正 4-8

損益通算と純損失の繰越控除

1 損益通算とは

— 略 —

(2) 損益通算できない例

「不・事・山・譲」以外の所得の損失はもちろんですが、次の損失も損益通算できません。

損益通算できない主な例

- ・ **生活に通常必要のない資産の譲渡損**（絵画の譲渡損など）

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡されたゴルフ会員権の譲渡損は、損益通算できなくなった。

- ・ **不動産の譲渡損**

ただし、一定のマイホーム譲渡の場合は特例を適用することで損益通算できる（5-8 節）。

- ・ **株式等の譲渡損**

ただし、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額は、特例を適用することで損益通算できる（3 - 4 節）。

- ・ **土地取得に係る負債利子**

※ 青字の個所を変更しました